

第4章 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

第1節 生物多様性の保全

◎現状と課題

地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」は、生物多様性からもたらされる様々な恵みにより支えられていますが、生物多様性の保全を実現するためには、行政、企業、民間団体、県民など様々な主体が連携して、各主体間の特色を活かして保全活動を行うことが重要です。

本県でも、干潟やため池、里地・里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされており、「NPO法人みんなで作る自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携し、より活発に自然保護活動や普及活動等に取り組むことにより、生物多様性の保全を図っていく必要があります。

◎具体的な取組み

1 各主体の連携による取組みの推進

ア) 生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動の推進

生物多様性の保全活動への主体的な参加を促進するため、「NPO法人みんなで作る自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携して、生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動を推進しました。

- ▶ 平成28年度 生物多様性フォーラム
- ▶ テーマ：「潤いとにぎわいの拠点 田んぼから考える」
- ▶ 日 時：平成29年3月18日
- ▶ 場 所：情報通信交流館 e-とぴあ・かがわ BB スクエア
- ▶ 共 催：NPO法人みんなで作る自然史博物館・香川
- ▶ 参加者数：63名

イ) 地域連携保全活動支援センターの役割を担う民間団体の育成

レッドデータブックの改定及び侵略的外来種リストの作成等について、県の支援の下、「NPO法人みんなで作る自然史博物館・香川」が民間団体等と連携して取りまとめ作業を行いました。

ウ) 生物多様性の保全のための人材の育成

動植物に関心のある県民を対象に「かがわナチュラルリサーチャー育成講座」を開講し、香川の自然を調査できる人材や生物多様性の保全に関し指導的役割を担う人材の育成に取り組みました。

▶ 講座の概要

	講座区分	回数	受講者数
	総合講座	1回	39名
専門講座	植物学コース	3回	28名
	昆虫学コース	3回	21名
	淡水魚類学コース	3回	21名

2 希少野生生物の保護

ア) レッドデータブックの見直し

香川県レッドデータブックは作成から12年が経過していること、また、近年の気象変化や外来種の侵入により希少野生生物の生育環境が大きく変化していることから、過去の文献や現地調査を実施し、レッドデータブックを見直す作業を行いました。

イ) 指定希少野生生物の保護

指定希少野生生物の指定による捕獲採取の規制や生息・生育区域の保護、モニタリング調査や個体群の保護増殖を目的とした保護事業の実施など、種の特성에応じた保護を図りました。

- ▶ 指定希少野生生物の指定 (H28年度末) : 16種
- ▶ 保護事業計画の策定 (H28年度末) : 2種
- ▶ 指定希少野生生物保護区の指定 (H28年度末) : 2か所

保護事業計画による保護



▲ニッポンバラタナゴ



▲カンカケイニラ

指定希少野生生物保護区の指定による保護



▲オニバス



▲アサザ

3 野生鳥獣の保護管理

ア) 愛鳥週間等による普及啓発活動の推進

県内の児童・生徒に対し「愛鳥週間ポスター」を募集するとともに、入賞作品を高松シンボルタワー3階「かがわプラザ」に展示し、愛鳥思想の普及啓発を行いました。

- ▶ 応募作品数 (H28年度) : 487点 (うち入賞作品 99点)

イ) 野生鳥獣保護センターの活動の推進

「香川県野生鳥獣保護センター」を拠点として、傷ついた野生鳥獣の野生復帰を目的に治療、リハビリ等の保護収容業務を行いました。

- ▶ 整備場所 : 県立公湊森林公園内
- ▶ 運営委託 : (公財) かがわ水と緑の財団
- ▶ 受付件数 (H28年度) : 63件

ウ) 野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化

鳥獣の保護や適正管理のために、「第11次鳥獣保護管理事業計画(平成24～28年度)」に基づき、鳥獣保護区等の指定、鳥獣の生息調査や鳥獣保護に関する普及啓発など鳥獣保護管理事業を推進しました。

- ▶ 鳥獣保護区の指定 (H28年度末) : 26か所、9,327ha
- ▶ 特別保護地区の指定 (H28年度末) : 4か所、537ha
- ▶ 休猟区の指定 (H28年度末) : 5か所、8,290ha
- ▶ 特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (H28年度末) : 58か所、28,089ha
- ▶ 指定猟法禁止区域(鉛散弾)の指定 (H28年度末) : 1か所、42ha
- ▶ 鳥獣保護員の設置 (H28年度末) : 38名
- ▶ ガン・カモ類生息調査確認数 (H28年度) : 189か所、19,116羽

第2節 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

◎現状と課題

イノシシなどの野生鳥獣のみならず、アライグマやセアカゴケグモなどの「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業被害や生活環境被害が増加しており、これらによる被害対策に取り組む必要があります。

◎具体的な取り組み

1 有害鳥獣対策の拡充

ア) 有害鳥獣対策の推進

① 第二種特定鳥獣管理計画の策定と推進

近年、イノシシやニホンザルなど野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲が拡大し、農作物被害のみならず住居集合地域等にもイノシシ等が出没し、人身被害が発生しているほか、ニホンジカも、小豆島のみならず県内の広い範囲で生息が確認されるようになってきました。このことから、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカについて、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、積極的に個体数調整を実施するなど、適正な管理を推進しています。

② 特定鳥獣等個体群管理推進事業の実施

環境大臣が定めた指定管理鳥獣であるイノシシとニホンジカについては、住居集合地域等の周辺や奥山、島しょ部において、ニホンザルについては特に加害性が高い群れを対象に、県が主体となって捕獲事業を実施しました。

- ▶ 指定管理鳥獣捕獲等推進事業（1市6町）事業費 59,988 千円
- ▶ ニホンザル加害個体群緊急対策事業（4市2町）事業費 17,514 千円

イ) 鳥獣被害に強い地域づくりと人材育成

① 市街地に出没するイノシシ等への対策と地域リーダーの養成

イノシシ等に侵入されにくい環境づくりを支援するため、侵入防止柵等の整備に要する経費の一部を助成したほか、地域において有害鳥獣対策を担う人材を育成するため、「地域リーダー養成講習会」を開催しました。また、被害軽減のために効果的な捕獲が行えるよう「イノシシ捕獲技術プログラム」に基づくイノシシ捕獲技術講習会を開催しました。

- ▶ 地域リーダー養成講習会（H28年度）：1市2町、14回開催、延べ 172名受講
- ▶ イノシシ捕獲技術講習会（H28年度）：3回開催、191名受講

ウ) 捕獲個体の資源化の推進

① イノシシ・ニホンジカ捕獲個体解体技術講習会の開催

捕獲個体の資源化を推進するため、県内の狩猟免許所持者及び野生鳥獣肉の活用に関心のある事業者等を対象として、「香川県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」に基づき、適切な解体方法や解体の基本的な技術及び関係法令についての講習会を開催しました。また、捕獲や血抜きなどの方法を写真付きで紹介し、処理する際のポイントなどを記載したプログラムを作成しました。

- ▶ イノシシ・ニホンジカ捕獲個体解体技術講習会（H28年度）：3回開催、38名受講
- ▶ 「イノシシ・ニホンジカ解体技術プログラム Ver.1」：1,000部

② モデル地区における技術支援「野生鳥獣有効活用技術講習会」

イノシシだけでなく、ニホンジカによる被害が県内でも顕著な小豆島地区をモデル地区として、イノシシやニホンジカの資源化推進を目的とした講習会を実施しました。

▶ 野生鳥獣肉有効活用技術講習会（H28年度）：2回開催、延べ 166名受講

③ 野生鳥獣肉調理講習会

解体したイノシシ・ニホンジカのブロック肉を、一般家庭で簡単に扱うための調理方法を伝える調理実習を実施しました。また、調理実習に先立ち、ピラフやコンフィなどイノシシとシカ肉を使った5種類のレシピを開発し、5種類の料理を掲載したレシピ集を作成しました。

▶ 野生鳥獣肉調理講習会（H28年度）：3回開催、59名受講

▶ レシピ集「かがわ里山の恵み」（H28年度）：1,000部



▲レシピの一例「鹿の簡単コンフィ」

2 特定外来生物の防除

ア) 特定外来生物の防除の推進

外来生物法に基づきアライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町に対して捕獲等に要する経費の一部を助成したほか、防除従事者確保のための講習会を実施しました。

▶ 防除従事者養成講習会（H28年度）：3回、103名受講

イ) 新たな特定外来生物の侵入の防止と早期対策

新たな特定外来生物が県内に侵入することを防止するため、市町の鳥獣行政担当者に対して、セアカゴケグモ、アルゼンチンアリやオオキンケイギクなどの特定外来生物に関する基礎的な知識の説明を行いました。

▶ 市町鳥獣行政担当者会（H28年度）：1回、26名

3 外来種対策の推進と普及啓発

ア) 「侵略的外来種」リストの作成

平成27年3月に策定された「外来種被害防止行動計画」に基づき、国の策定した「侵略的外来種リスト」に掲載された外来種429種について、香川県における外来種の侵入状況を明らかにするため、過去の文献や標本調査、現地調査等により基礎資料の収集を行いました。

イ) 優先度を踏まえた外来種対策と普及啓発

「侵略的外来種リスト」の評価基準を作成し、県内において優先すべき防除対象種の評価を行いました。

第3節 農地等の保全と持続的活用

◎現状と課題

農村地域は、農業生産活動を通じて、美しい自然環境や伝統文化の保全・継承、洪水の防止や水源のかん養など、多面的機能を有しています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化、さらにはイノシシやサルなどの野生鳥獣による被害などにより集落機能が低下し、ため池や農業水利施設の保全管理が困難になってきており、耕作放棄地も増加しています。

農業の担い手の確保・育成や農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、集落営農を推進するとともに、基盤整備とも連携して利用集積を加速する必要があります。

また、農業者や地域住民等による水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を促進する必要があります。

◎具体的な取組み

1 農地等の保全と持続的活用

ア) 農業の力強い担い手と守り支える担い手の確保・育成

① 農業の担い手の確保・育成

認定農業者の確保・育成と集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、Iターン青年や農外企業の参入など多様なルートからの新規就農を促進し、地域の実情に即した担い手づくりを推進しました。

イ) 優良農地の確保

① 農振法および農地法に基づく権利移動・転用の規制

農地は、国民、県民の食糧生産資源だけでなく、自然環境資源等としても重要な役割を担っており、市町が策定する農業振興地域整備計画に基づき、農用地等として利用すべき区域を設定し、計画的な利用を図るとともに、農地法に基づく転用許可制度の適正な運用を図り、優良農地の保全・確保に努めました。

ウ) ほ場整備と農地の利用集積の推進

① ほ場整備および農地の流動化の推進

農地の有効かつ効果的な利用のため、ほ場整備事業と農地の貸し借り（農地の流動化）を一体的に推進し、ほ場整備実施地区において、経営規模を拡大する担い手に対し、農地の利用集積を図りました。

▶ ほ場整備事業（H28年度）：6か所（14.8ha）



▲担い手による営農状況
（綾川町羽床上東地区）

エ) 環境保全型・資源循環型農業の普及促進

① 環境保全型農業の推進

環境への負荷を低減した持続性の高い農業生産方式の確立・普及を図るため、持続性の高い農業生産方式導入計画者（エコファーマー）の認定を行うとともに、有機農業の講義や研修を行いました。

▶ エコファーマー認定者数（H28年度末）：252人

② 資源循環型畜産の推進

家畜排せつ物の適正な管理と、地域環境への負荷を抑えた家畜堆肥の適切な施用による資源循環型畜産を推進するため、地域畜産経営環境保全推進指導協議会を組織する県、市町および農業団体等が一体となって、畜産環境保全や家畜排せつ物の管理について実態調査や巡回指導を行いました。

▶ 畜産環境保全に関する苦情・相談・指導（H28年度）：16戸（畜産農家）

苦情・相談等の内訳（平成28年度）

問題発生経営体数	原因別内訳					
	水質汚濁	悪臭	害虫発生	水質汚濁と悪臭	悪臭と害虫発生	その他
16	1	5	3	2	1	4

資料：香川県畜産課

オ) 土地改良施設の保全整備

① 農地の保全・確保、土地改良施設の保全整備

農地や農業用施設の保全のため、ほ場やため池、かんがい排水施設、農道などの整備を実施するとともに、老朽化した土地改良施設の補修整備を実施しました。

▶ 土地改良施設の補修整備（H28年度）：8か所
▶ 土地改良施設の機能診断（H28年度）：111か所

② かんがい施設のパイプライン化

農業用水路のパイプライン化を促進し、水管理の省力化とあわせて農業用水の有効利用を図りました。

▶ ほ場整備事業（パイプライン地区）（H28年度）：7か所（30.8ha）



▲パイプラインによる給水

③ ため池整備の推進

ため池は、農業用水の主水源であり、地下水のかん養や自然生態系の保全など、多面的な機能を有していることから、在石を流用した石張りによる水生生物の生息環境の確保や工事中の動植物の一時移動・移植など、自然環境にも配慮した整備を計画的に推進しました。

▶ ため池の整備（H28年度）：17か所



▲観音寺市古池

カ) 農地の保全と協働活動による多面的機能の維持・発揮

① 多面的機能支払事業

農地をはじめ、水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理や、地域環境を保全する景観植物の植栽など、農業者と自治会などの地域住民が協働で行う活動を支援しました。



▲景観作物の植栽



▲ため池の草刈り

キ) 耕作放棄地対策の促進

① 耕作放棄地対策の促進

集落ごとの話し合い活動を通じた集落営農組織の設立や近隣の集落営農組織への参画を促進することなどにより、耕作放棄地の未然防止を図るとともに、担い手や農外企業などが農地として利用すべき耕作放棄地を再生し、オリーブなどの植栽の実施を推進するなど耕作放棄地の解消に努めました。

ク) 鳥獣被害対策

① 鳥獣被害防止総合対策事業など

野生鳥獣による農作物の被害を軽減されるため、鳥獣の生息状況や農作物被害調査を実施するとともに、侵入防止対策の研修会や侵入防止柵等の実証展示を行い、獣害に強い集落や指導者の育成に努めました。また、市町などが行う鳥獣被害防止総合対策事業およびイノシシ等の有害鳥獣捕獲などの取組みに対し支援しました。